

### 第三者評価結果

事業所名：みやうち保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人統一の全体的な計画を使用し、年度初めの会議（新年度準備の日）において全員で読み合わせを行い共通理解に取り組んでいる。</li> <li>・年間指導計画は、全体的な計画から内容を下ろし、各クラスにおいて子どもの姿を踏まえながら作成し主任・園長が確認し全体で共有している。</li> <li>・法人理念、保育方針などは入園のしおりに記載し、また、年間指導計画（ねらい・目標）は、4月の保護者会資料にも記載している。法人理念の貼り紙は各所に貼り、職員が意識しやすいようにしている。</li> </ul>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・園全体的に窓が多いため、園舎内は常に明るく日当たりも良い。コロナウイルス感染予防対策として、常に窓を開けて換気に努めている。</li> <li>・0歳、1歳児クラスでは食事と遊びのスペースを分け生活リズムに合わせて過ごせるように配慮し、幼児クラスは活動内容に合わせて設定している。ホールも多く活用し身体を動かすようにしている。</li> <li>・寝具においては0歳児は布団を使用し、1歳～5歳児はコットを使用して、毎週1回除菌清掃を行い衛生管理に努めている。（週1回天日干し、布団及び毛布は年2回布団乾燥業者に依頼。）</li> <li>・トイレは、便座各箇所に仕切りを設置しプライバシー確保に努めている。園内清掃の用務員が園内の清掃を行っているが、職員も時間を作り、各保育室や各所の掃除、消毒を行ない感染予防に努めている。（園内、手摺・棚などは、1日2回消毒を実施）</li> </ul>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新入園児との面談の内容を職員間で共有し、また園児の状況においては、各会議時（クラス、リーダー、乳児、幼児会議）に内容確認を行い、子ども一人ひとりの姿を全職員が把握できるようにしている。日々の申し送りは連絡ボードで把握できるようにし、クラス日誌はシステム上に記録・保管されている。</li> <li>・乳児においては、気持ちや思いを汲み取り代弁し、その都度必要な言葉を補うようにして言葉を引き出せるように配慮している。保護者とは連絡ノートを使用して日々の子どもの様子をやり取りし共有できるようにしている。</li> <li>・幼児へは、子ども同士のトラブルの際、保育者が仲立ちとなり、自分自身の思いの伝え方や相手の思いに気を付けていける様になっている。また言葉での伝え方を知らせ、必要な時には一人ひとりに合った個別対応を心がけている。言葉づかいについては、やさしく子どもの気持ちを汲み取ることができるよう声かけに配慮している。</li> </ul>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活の中で、身の回りのことを各自が楽しんで習慣化できるように、自発的な行動を見守りながら、それが難しい時には、次の行動に繋がるよう促すことを大切にしている。また、流れの行動説明を確認しながら行動の切り替えに繋げている。各クラスの子どもの体調や様子を見ながら週案をたて、無理なく活動や生活ができるように配慮している。また、子どもや天気などその日の状態によって臨機応変に活動を変更している。</li> <li>・0歳児後半より、自分でやってみたい気持ちを汲み取り、着替えなど手伝いながら援助をはじめている。1歳になると興味が広がり、気持ちを尊重しながら対応している。2歳児クラスでは食事、言葉など自立が始まる頃より様子をみながら、トイレトレーニングをはじめ保護者と相談し伝えあいながら進めている。食具の持ち方などについても家庭と共有している。</li> <li>・年長児は年明けから昼寝時間を少なくしており、就学に備えている。昼寝時間についての保護者の希望には、子どもの状況、活動の様子などを伝えながら園での対応について説明している。</li> </ul>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

・コロナ禍においては、感染状況を考慮しながら、園庭遊び及び園周辺の等々力広場・催し物広場・フロンターレ公園・多摩川緑地などで十分に体を動かすように設定している。なるべく広い公園へ出かけ、他園や人との接触がないように配慮している。  
・地域交流として移動動物園・夕涼み会開催、表現活動の一環としては、年長児が区の作品展に参加し、子ども達同士協力して作品作りを行っている。(※コロナ禍のため中止、Web上での展示会への変更などの対応)  
・園庭遊びでは、感染予防に努め、クラスごとに時間差で順に遊ぶ様に配慮している。砂場、鉄棒、ままごとハウスで遊んだり、栽培活動や水遊びなど季節の遊びも楽しむことができています。  
・感染状況が落ち着き始めた12月のクリスマス会からは、乳児・幼児分かれホールでの合同クリスマス会を行うことができています。今後も感染状況に応じて開催できる行事は感染対策を考慮した上で、子ども達が楽しめる機会を十分に計画する予定がある。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・入園当初は月齢差に配慮し、個々に合わせた対応を行うように努めている。一人ひとりの発達に合わせた活動内容にしたり、設定遊びを行なっている。天気の良くない日や体調のすぐれない子どもがいる時は室内で過ごすことが多く、ホールで体を動かしたり、保育室でも玩具を入れ替えて設定したり、コーナー遊び・机上遊びを少人数で行なったりなどの工夫をしている。  
・遊びと食事のスペースを分け、また睡眠時間も一人ひとりのリズムに合わせて対応し午前や午後にも必要に応じて眠れるように配慮し、少しずつ保育園での生活時間に合わせることができるよう援助している。  
・家庭との連絡は連絡ノートや登降園時の口頭でのやりとりで子どもの様子を聞き、適切な対応ができるようにしている。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・子ども同士の関りも多くなるため、危険のないように見守り子どもの状況を把握できるように努めている。自分の思いを伝えられない年齢でもあるため、気持ちを受け止め仲立ちして仲良く遊べるように援助している。かみつき、ひっかきなどがあつた場合には謝罪とともにその状況や対応、経過についても詳しく保護者に伝え、職員間でも共有し再発防止に取り組んでいる。  
・必要に応じてクラス会議を行ない、個々の状況を確認し合って一人ひとりに見合った対応の仕方を見直している。また、個々に合わせた援助の仕方や度合いを職員間で共有して同じ対応ができるようにしている。  
・家庭との連携を密にするために連絡ノートや登降園時の口頭でのやりとりで子どもの様子を聞き、適切な対応ができるようにしている。また、必要時には保護者と個人面談を行ない、子どもの家庭状況を確認したり、園での様子を丁寧に知らせたりしている。  
・2021年11月からは試験的にブログで保育の様子や給食を掲載して、園での様子や取り組みを家庭と更に共有できるように取り組んでおり、次年度からは本格的な運用を目指している。ブログの写真は保護者からも好評を得ている。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・3歳児の遊びでは、子ども達同士の関わりを見ながら思いの伝え方や遊びの展開が難しい時には、保育者が仲立ちとなるようにしている。  
・4歳児では、子ども達自身の遊びの自発性を大切にし、保育者が見守りながら遊びのルールなどを知らせている。  
・5歳児においては、子ども達同士の言葉のやり取りや発想を大切にし、そこからどのような遊びに展開できるか保育者も必要に応じて促している。また人の話を聞く事の大切さや相手の思いを知ること、自分の思いの伝え方などを朝の会・帰りの会などでその日の出来事を交えて、話し合う機会を多くもつ様になっている。尚、小学校入学前に、小学校と聞き取り面談を実施し、連携を図っている。  
・サッカーや鬼ごっこなどルールのある遊びを行い、保育士も参加し皆で楽しめるようにしている。コロナ禍においては異年齢での活動は制限しており、朝夕の合同保育時間では一緒に遊ぶ姿も見られている。運動会は園庭で幼児のみクラスごとに実施、発表会もクラス単位で実施し、夏祭りは規模を縮小して行うことができています。

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・障害のある子どもの受け入れを可能としており、また配慮が必要な子どもの保育においても個別指導計画を作成し対応可能な体制である。園内はバリアフリーでありユニバーサルトイレの設備もある。  
・保護者とは定期的に個人面談を行ない、支援施設からの情報を共有したり、園での姿を伝え、成長や発達を全員で把握し、園全体で見守れるようにしている。  
・発達支援や障害児保育などの園外研修を受講する機会をがあり、コロナ禍においてはWebでも受講している。支援の必要な園児に対しては、療育センター及び市・区役所関連職員との連携を行い、成長を支援している。

【A10】 A-1-(2)-⑨  
それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

・朝夕の延長保育時間での合同時には、個々の遊びが保障できるように環境や玩具を整え、じっくり遊びこめるように配慮している。人数が少なくなると乳児・幼児合同で、18時半以降は補食（ビスケットなど）を提供している。異年齢で過ごすため、玩具や絵本、設定に工夫をしながら、一人ひとりとゆったりと関わり寂しくならないように配慮している。  
・受け入れ前に登園前の様子を確認し、受け渡し時には園での姿を丁寧にお伝えするように心がけている。保護者に伝える内容が担任から伝え方が良い場合は、遅番や早番などシフトを確認し、なるべく担任が対応できるようにしている。（シフト変更を行い対応することもある。）

【A11】 A-1-(2)-⑩  
小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

<コメント>

・就学を見通した計画に基づく保育内容については、指導計画に沿って取り入れるようにしている。年長児クラスでは、人の話を聞く事の大切さや相手の思いを知ること、自分の思いの伝え方についてを、朝の会・帰りの会で話し合う機会を多くもつなどの援助をしている。  
・コロナ禍において、昨年度より小学校との交流は中止している。担任と小学校とのやり取りは手紙やWebで継続して行っており、情報を得るようにしている。  
・年長児の保護者会においては、例年小学校児童コーディネーターに来園を依頼し、小学校入学に向けての準備と学校生活の説明を行ってもらう機会を設けている。（今年度は例年通りに小学校へ来園依頼をしたが都合がつかなかったため、就学に向けた取り組みについて保育者より、保護者会で小学校への準備などを丁寧に説明する場を設けた。）

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

【A12】 A-1-(3)-①  
子どもの健康管理を適切に行っている。

a

<コメント>

・法人の保健マニュアルを使用しているが現在、改訂の準備をすすめている。併せて、川崎市公営保育園の健康管理マニュアルも活用し、園児の健康管理を行っている。  
・園児の状態変化の報告を受ければ、職員間での情報交換を必ず行い、保護者へのお知らせは原則微細な事まで漏れないよう、記録（保健日誌・保育日誌・けが報告書など）に残し確認を行っている。日々の園児の情報に関しては、出席簿と連絡ボードを用いて確認し、職員会議の際には、全職員が園児の健康情報を共有できるよう、議事録は会議に参加できなかった職員も必ず確認を行っている。  
・園内で計測した各種保健データは、家庭連絡カードを用いて保護者に伝達し、またこのカードを用いて、保護者から予防接種や乳幼児健診に関する情報を入手している。  
・保護者への健康教育は保健だよりを通して情報提供し、必要であれば対面での個別指導も行っている。SIDS予防については入園時に説明している。

【A13】 A-1-(3)-②  
健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

<コメント>

・歯科検診・健康診断双方に置いて、単なる受診勧告に留まらず、医師から得た子細な情報も保護者に伝達する様に心がけている。また、受診を要す園児に関しては、必ず担当職員に直接伝達し、受診の有無の確認まで行っている。また、生活変容（食生活・皮膚のケアなど）が必要とされる場合は、必要時、直接保護者と対話しながら、無理のない促しを行っている。  
・健康診断などの予定は年間予定表にも掲載されているので、事前に心配なことなどがあれば相談できることを保護者に伝えている。

<p>A-1-(3)-③ 【A14】 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
---	---

<コメント>

・法人・川崎市・厚生労働省のマニュアルに則り、食物アレルギーに関しては原則発症の確認が家庭で行われるように、保護者への説明・指導を行っている。アレルギーの疑いが園内で確認された際は速やかに、体調の確認を行うと共に、保護者へ連絡をし、今後の対応についてマニュアルに沿って肅々と協議を行っている。  
 ・職員は各種勉強会を通じ、アレルギーの理解を深める機会が与えられ、また喘息やアトピー性皮膚炎の疑いのある園児などへのケアは、保健従事者が必要時指導を行っている。  
 ・食物アレルギー児は別テーブルで食事を行い、原則専属職員が介助し、他の園児が接触することのないよう、観察・指導を行っている。

<p>A-1-(4) 食事</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-1-(4)-① 【A15】 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a

<コメント>

・食育年間計画を作成し、目標に沿って年齢ごとに子どもたちに食事の楽しみや食事のマナーを伝えている。季節ごとの行事食では盛り付けや型抜きなどの工夫によって楽しく食べることができるように工夫し、また食事からも季節を感じられるように配慮している。  
 ・栄養士が巡回する際には、食具の持ち方や離乳食の進み具合なども確認し離乳食会議、喫食簿、ヒアリングなどにより改善に努めている。好き嫌いへの対応では、食べやすいように食材を刻んだり和えたりなどの工夫をしている。また、促しはするが食事時間がストレスにならないように楽しく食べることを大切にしている。  
 ・コロナ禍においては、調理活動は中止しているが、野菜についての話をしたり、栽培活動などを通して食材を身近に感じ食に興味を持つことができるように援助している。  
 ・保護者に向けては給食日より季節の食について伝えたり、給食の写真をブログに掲載したり、また離乳食に関する悩みなどは個別に相談に応じるなどの対応も行っている。

<p>A-1-(4)-② 【A16】 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
--	---

<コメント>

・川崎市公立保育園の献立を基本に献立を作成し、化学調味料を使わない国産の食材を中心に、郷土料理、行事食などを取り入れ季節を感じられるような献立の工夫をしている。3月には年長児のリクエスト給食を行い、子どもが選んだ好きな献立を提供する日を設けている。当日は栄養士が箸袋を作ってお祝いするなど、子ども達の思い出に残るような取り組みを行っている。  
 ・配膳や下膳の際に栄養士が巡回を行い、子どもたちの食事の様子を確認している。食べづらさがある場合にはすぐに修正し、今後の献立作成に生かしている。喫食簿を毎日記入し、献立の調整を図っており、食材の形や大きさ硬さを、調理職員や保育士と相談し、各月齢に合わせて適切に提供できるように取り組んでいる。  
 ・川崎市「保育園給食の手引き」に基づいて、衛生管理に取り組んで調理を実施している。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
・乳児クラスは口頭と連絡ノートによって登降園時に保護者と家庭及び園での様子を共有し、幼児クラスは視診と口頭によって共有している。また幼児クラスでは、クラスの活動の様子や写真、連絡事項などを連絡ボードに掲示して周知している。それぞれの家庭状況などは、希望により個別面談を行っており、個別面談記録に内容を記載し保管している。 ・コロナ禍のため、懇談会は中止となりプリントで内容を周知した。保育参加は人数制限を設けて行う予定であったが中止とした。毎月、クラスだより、園だより、給食だより、保健だよりを発行し、園での取り組みや子どもの様子を詳しく伝えており、保護者の理解を得られるように努めている。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
・個人面談は全員ができるように案内を配布し、保護者の希望日・希望時間を確認して面談を行っている。期間の中で都合のつかない家庭へは別日を設けて実施するよう配慮している。相談内容に応じて、担任だけでなく園長や主任が同席したり助言をするなどの体制がある。 ・今年度もコロナ禍のため、希望者のみ個人面談を行った。個人面談を行う際は、事前に園からお伝えする内容を記入し、園長確認を行っている。面談後は家庭からの内容を記録し全職員が見られるようにファイリングしており、その中で重要性のあることは会議などで職員へ知らせ、内容を共有している。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント>	
・登園時には視診によって子どもの健康状態を確認し、保育中は着替え時などに、身体などにアザや打ち身などがいないかをさりげなく確認し、日頃より虐待などの早期発見・早期対応に努めている。 ・市や区からの園児状況確認があった場合には、保育園での状況を伝えている。その後も継続的な保護者と園児の関わりと環境に目を配り、状況により市・区に連絡をしている。 ・年度始めの職員会議において、子どもの人権について話し、保育内で注意すること、保護者対応時に気をつけること、プライバシーや人権などを確認すると共に、川崎市子どもの権利条例の内容確認を行い、川崎市の子どもの育成に努めている。	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント>	
・クラス会議および職員会議時などへの報告を通し、相談・評価・改善点の見直しを行う機会を設けている。 ・職員一人ひとりの自己評価は、年度末に行い法人に提出している。 ・保育の振り返りは、日誌、月、期ごとに行っており、指導計画に沿った保育が実施されているかを確認し、課題や改善の必要がある場合にはその内容をクラス会議で共有し個人ではなく全体で考え、保育の質の向上に向けて取り組んでいる。	